

○にかほ市工事検査要綱

令和4年2月17日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令及びにかほ市財務規則（平成17年にかほ市規則第41号）に定めるほか、工事等の適正かつ効率的な施行を確保するために行う検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設工事の請負をいう。
- (2) 委託業務 建設工事に係る測量・調査・設計等の委託をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託業務を指していう。
- (4) 所管課長 工事等を所管する課長職の職員をいう。
- (5) 監督員 工事等の監督を行わせる者として、市長が命ずる職員をいう。
- (6) 補助事業工事 団体等が市からの補助金を受けて施行する事業に係る工事をいう。
- (7) 完成検査 工事等の完成後に、当該工事等の出来形及び品質について行う検査をいう。
- (8) 中間検査 工事の施行途中で、工事等の完成後では検査が著しく困難であるものについて行う検査をいう。
- (9) 出来形検査 工事等の完成前に、当該工事等の既成部分の出来高について行う検査をいう。
- (10) 検査 第7号から前号までの検査をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査、中間検査及び出来形検査とし、補助事業工事については、完成検査とする。

(検査の要領)

第4条 完成検査及び中間検査は、検査対象工事等の出来形又は成果品を対象とし、その品質、規格、性能、数量等が契約書の内容に適合しているか確認する。併せて、その執行状況又は管理状況の確認をする。

2 出来形検査は、工事等の完成前に、当該工事等の既成部分の出来高について確認する。

(検査を行う者)

第5条 検査は、次の各号に掲げる者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- (1) 会計課に所属する職員
- (2) 工事等を所管する部長職の職員
- (3) 所管課長又は所管課長が指定する所属職員
- (4) その他市長が指定する職員

(検査の時期)

第6条 完成検査及び出来形検査は、次の各号に掲げる書類の提出があったときに行わなければならない。

- (1) 工事完成届又は部分払請求書
- (2) 補助事業工事は、補助金等の実績報告書

2 中間検査は、工事施行途中において必要に応じ行うものとする。

3 市長は、特に必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、検査員に随時検査を行わせることがある。

(検査の手続き)

第7条 市長は、検査員に検査を行わせるときは、工事検査命令書により検査員に通知しなければならない。ただし、中間検査及び出来形検査については、工事検査命令書を省略することができる。

2 検査員は、検査を行うときは、当該工事の施行に関わる関係者（以下「関係者」という。）に検査の日時、場所その他必要な事項を連絡又は通知し、関係者の立会いを求めるものとする。

3 検査員は、検査上必要な機械器具、帳簿等を準備させるほか、工事現場に必要な措置をするようあらかじめ連絡又は通知するものとする。

(検査の報告等)

第8条 検査員は、検査が終了したときは、速やかに検査調書を作成して市長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果、事業の遂行について改善を要するものと認めた事項に関し意見を付することができる。

(検査員の心得等)

第9条 検査員は、検査を行うに当たっては、常に厳正かつ公平な態度を保持しなければ

ならない。

(検査の停止等)

第10条 検査員は、妨害、拒否その他の事由により検査の実施が困難であると認めたと
きは、検査を中止し、直ちにその旨を上司に報告してその指示を受けなければならない。

(その他)

第11条 この訓令の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。